

令和5年度

船橋市後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第7号

令和5年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和5年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,148,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年2月14日提出

船橋市長 松戸 徹

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書 等作成業務委託料	令和5年度～令和6年度	356千円